

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 19日

都道府県知事

(市長) 岐阜県知事 殿

提出者

住 所 岐阜県本巣郡北方町北方2890

氏 名 MeijiSeikaファルマ株式会社

岐阜工場長 三友 宏一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 058-324-4141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	Meiji Seika ファルマ株式会社 岐阜工場
事業場の所在地	岐阜県本巣郡北方町北方2890番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医薬品原薬(2061) 動物用医薬品(2065)原体等の製造業
② 事業の規模	2,090億円（全社・医薬品セグメント売上高）
③ 従業員数	109名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥（中間処理有）：脱水・乾燥にて減量→ 産業廃棄物処理業者に委託 汚泥（中間処理無）：産業廃棄物処理業者に委託 廃プラスチック類：産業廃棄物処理業者に委託 ガラスくず：産業廃棄物処理業者に委託 がれき：産業廃棄物処理業者に委託 乾電池：産業廃棄物処理業者に委託

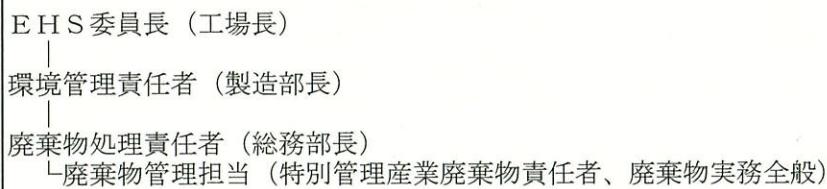
(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	その他	
	排出量	3,160 t	22 t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他	
	排出量	3,002 t	21 t	
(今後実施する予定の取組)				
安定生産の継続し、産業廃棄物の発生抑制に取り組む。				

産業廃棄物の分別に関する事項

		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
①現状	汚泥、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、木くず等の分別を徹底している。	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	産業廃棄物処理業者との連携を図り、排出事業者として更なる搬入・処分の適正な分別を行う。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
産業廃棄物の種類	汚泥	その他	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	
①現状 (これまでに実施した取組)			
自ら再生利用していない。			
【目標】			
産業廃棄物の種類	汚泥	その他	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	
②計画 (今後実施する予定の取組)			
自ら再生利用していない。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
産業廃棄物の種類	汚泥	その他	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	2,757 t	- t	
①現状 (これまでに実施した取組)			
生産工程から生じる汚泥の脱水・乾燥処理を適確に行い、排出時の減容化に努めた。			
【目標】			
産業廃棄物の種類	汚泥	その他	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	2,619 t	- t	
②計画 (今後実施する予定の取組)			
生産工程から生じる汚泥の更なる発生抑制を図り、その後の脱水・乾燥処理工程を適正に運転・管理を実施し、減量化に努める。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	その他
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
自ら行う埋立処分又は海洋投入処分はない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
自ら行う埋立処分又は海洋投入処分はない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	その他
	全処理委託量	347 t	22 t
(これまでに実施した取組)			
令和2年度から実施となつた特別管理産業廃棄物の電子マニフェスト義務化に対し、紙マニフェストから電子マニフェストへの切り替えを推進し、電子マニフェスト対応業者はすべて切り替えを終えた。			

		【目標】		
産業廃棄物の種類		汚泥	その他	
全処理委託量		330 t	21	t
優良認定処理業者への 処理委託量		313 t	11	t
再生利用業者への 処理委託量		330 t	21	t
認定熱回収業者への 処理委託量		247 t	0	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		57 t	11	t
②計画 (今後実施する予定の取組)		優良認定処理業者を優先的に活用するとともに、電子マニフェスト未導入の処分事業者に電子マニフェスト導入を要請する。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。